

兵庫県公報

令和2年3月31日 火曜日 第15号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則（住宅管理課）	1

公布された法令のあらまし

●兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則（規則第24号）

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正により、県営住宅への入居に当たり連帯保証人を立てることを求めないこととすること等に伴い、所要の整備を行うこととした。

規 則

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第24号

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和35年兵庫県規則第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第17条の2、第18条第1項第3号、第19条第1項第2号及び第2項」を「第18条」に、「第23条第1項及び第3項」を「(条例第23条第5項において準用する場合を含む。)、第23条第1項、第3項及び第4項」に改める。

第12条から第14条までを削る。

第11条第1項中「第18条第2項」を「第19条第2項」に、「又は第44条第3項」を「及び第44条第3項」に、「及び金銭」を「若しくは金銭」に改め、同条第2項中「のうち、敷金、家賃、割増賃料及び金銭の減免又は徴収猶予に係るもの」を削り、「その他」を「その他の」に改め、同条第3項を削り、同条を第14条とする。

第10条を削る。

第9条第1項中「第18条第1項第3号」を「第19条第1項第3号」に改め、同条第2項中「並びに連帯保証人の様式第4号の2の連帯保証人資格申告書及び印鑑証明書」を削り、同条を第13条とする。

第8条中「第18条第1項第2号」を「第19条第1項第2号」に改め、同条を第12条とする。

第7条の5中「第7条の2第2項」を「第8条第2項」に改め、同条を第11条とする。

第7条の4を第10条とし、第7条の3を第9条とする。

第7条の2第1項中「第17条の2に」を「第18条に」に改め、同項第1号中「第17条の2」を「第18条」に改め、同項第2号中「以下」を「次項第2号において」に改め、同条第2項第2号中「小学校」の右に「(これに準ずる学校を含む。次号において同じ。)」を加え、「(これらに準ずる学校を含む。)」を削り、同項第3号中「小学校就学」を「小学校への就学」に改め、同条を第8条とする。

第15条第4項中「第9条第2項」を「第13条第2項」に改める。

第17条第1項中「第22条第3項」の右に「(条例第23条第5項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第4項中「第22条第4項」の右に「(条例第23条第5項において準用する場合を含む。次項において同じ。)」を加える。

第18条第1項中「第23条第1項」の右に「及び第4項」を加え、「以下」を「次条第2号及び第43条第2号において」に改める。

様式第2号中「第7条の2第2項」を「第8条第2項」に改める。

様式第2号の2中「第7条の3」を「第9条」に、「第17条の2」を「第18条」に、「第7条の2第2項」を「第8条第2項」に改める。

様式第2号の3中「第7条の3関係」を「第9条関係」に、「第7条の3第1項」を「第9条第1項」に、「第7条の2第2項」を「第8条第2項」に改める。

様式第2号の4中「第7条の4」を「第10条」に、「第7条の2第2項各号」を「第8条第2項各号」に改める。

様式第2号の5中「第7条の5関係」を「第11条関係」に、「第7条の5第1項」を「第11条第1項」に改める。

様式第2号の6中「第7条の5」を「第11条」に改める。

様式第3号中「第9条」を「第13条」に、

「

連帯保証人 住 所.....

氏 名.....印

電 話().....番

を削り、「日付」を「日付け」に改め、「連帯保証人は、入居者と連帯して当該利用に係る一切の債務の保証をします。」及び

(注) 連帯保証人の印と印鑑証明書の印とは、同じものを使用してください。

添付書類

- 1 連帯保証人の連帯保証人資格申告書
- 2 連帯保証人の印鑑証明書

を削る。

様式第4号の2を削る。

様式第5号中「第11条」を「第14条」に改め、同様式(裏)の部中

連帯保証人 (徴収猶予を受けようとする場合)		
	住 所.....	
	氏 名.....印	
	電話番号().....番	
管理人副申	管理人氏名	印

を

管理人副申	管理人氏名	印
-------	-------	---

に改める。

様式第6号を次のように改める。

様式第6号 削除

様式第9号中「第22条第3項」の右に「(同条例第23条第5項において準用する場合を含む。)」を、「第23条第1項」の右に「及び第4項」を加える。

様式第10号及び様式第11号中「第22条第3項」の右に「(同条例第23条第5項において準用する場合を含む。)」を加える。

様式第19号(裏)の部中「保証人連署をもって」及び

年 月 日

保証人住所

氏名.....㊦

」

を削る。

(本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例施行規則（平成16年兵庫県規則第59号）の一部を次のように改正する。

別表第2の10の9の項中「「条例」を「県営住宅条例」に、「条例第18条第1項第1号」を「県営住宅条例第19条第1項第1号」に、「条例第33条第1項」を「県営住宅条例第33条第1項」に、「又は条例」を「又は県営住宅条例」に改め、「若しくはその連帯保証人」を削り、同表10の10の項中「条例第2条第2号イ」を「県営住宅条例第2条第2号イ」に改め、「(以下この項において「準県営住宅」という。)」を削り、同項ア中「条例」を「県営住宅条例」に改め、同項イ中「条例第18条第2項」を「県営住宅条例第19条第2項」に改め、同項ウからオまでの規定中「条例」を「県営住宅条例」に改め、同項カ中「条例」を「県営住宅条例」に改め、「以下」の右に「この」を加え、同項キからセまでの規定中「条例」を「県営住宅条例」に改める。

(個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例施行規則（平成27年兵庫県規則第51号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の項(1)中「以下」の右に「この項及び別表第2において」を加え、同項(2)中「第18条第1項第1号」を「第19条第1項第1号」に改め、同項(3)中「第18条第2項」を「第19条第2項」に改め、同項(6)中「第23条第1項」の右に「若しくは第4項」を加える。

別表第2の3の項(2)の目及び(3)の目中「第18条第2項」を「第19条第2項」に改め、同項(5)の目中「第23条第1項」の右に「若しくは第4項」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（令和2年兵庫県条例第13号。以下「改正条例」という。）附則第2項に規定する規則で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 所在不明となったこと。
- (2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたこと。
- (3) 失業その他保証能力に著しく影響を及ぼす事情が発生したこと。
- (4) 死亡したこと。

3 改正条例附則第2項の規定による届出は、附則別記様式の届出書により行うものとする。

4 この規則の施行の際現に県営住宅(改正条例による改正後の兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和35年兵庫県条例23号)第2条第1号に規定する県営住宅をいう。以下同じ。)への入居に関して連帯保証人を立てている入居者に係る同条例第29条(同条例第42条第3項、第43条第2項及び第44条第3項において準用する場合を含む。)の規定による家賃、割増賃料若しくは金銭の徴収猶予又は同条例第36条ただし書の規定による承認については、当該連帯保証人を立てている間は、第1条の規定による改正前の兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第11条、様式第5号及び様式第19号の規定は、なおその効力を有する。

5 この規則の施行の際現に県営住宅への入居に関して連帯保証人を立てている入居者に係る第2条の規定による改正後の本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例施行規則別表第2の10の9の項の規定の適用については、当該連帯保証人を立てている間は、同項中「納付義務者」とあるのは、「納付義務者若しくはその連帯保証人」とする。

附則別記様式

届出書

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住所.....
 県営.....住宅 第...号棟 第...号
 氏名.....㊤
 電話(.....).....番

連帯保証人について下記の事由が生じたので、届け出ます。
 記

連帯保証人	住所	
	氏名	
生じた事由	1 所在不明となった。 2 後見開始又は保佐開始の審判を受けた。 3 失業その他保証能力に著しく影響を及ぼす事情が発生した。 () 4 死亡した。	